介護保険はみんなで支えあう制度です

1 介護保険制度について

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定された時、費用の一部（原則１割）を支払って、介護サービスを利用する制度です。

◆要介護の認定が必要です。

介護サービスを利用するときは、要介護状態または要支援状態の認定を受けるために、町に要介護認定の申請を行う必要があります。（40歳から64歳までの方は、脳血管疾患など20の特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方以外は、対象となりません。）

2 介護保険料について

それぞれの区分に応じて保険料が算定されます。

◎40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

所得によって異なり、加入している医療保険料と合わせて納めていただきます。

区　分	保険料の決め方	保険料の納め方	納　期
国民健康保険に加入している方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。 介護保険分（限度額16万円）＝所得割＋均等割 ※詳しくは、町民課税務係☎㉒2112へ	町から送付する納付書で医療保険分とあわせて世帯主が納めます。	7月～2月（8期）
職場の医療保険に加入している方	介護保険料＝給与および賞与×介護保険料率	医療保険分とあわせて給与及び賞与から差し引かれます。	毎月（12回）

◎65歳以上の方（第１号被保険者）

介護保険は３年ごとに保険料の見直しをおこなっています。保険料の額は、３年間（平成30年度～令和２年度）に提供される介護サービスの費用の見込に基づき、保険給付に要する費用の約23％を65歳以上の方の人数で割り返した額を保険料基準額（年額）としています。

令和2年度
基準額：54,000円（年額）
4,500円（月額）

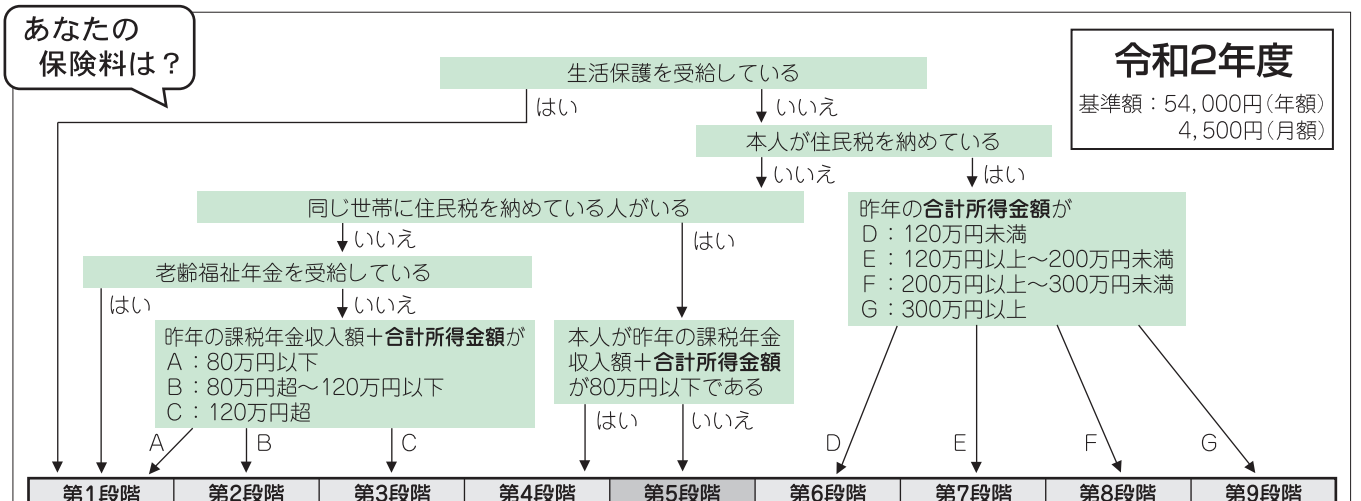

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税者で昨年の課税年金収入額＋**合計所得金額**が80万円以下	世帯全員が住民税非課税で昨年の課税年金収入額＋**合計所得金額**が80万円超120万円以下	世帯全員が住民税非課税で昨年の課税年金収入額＋**合計所得金額**が120万円超	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税者で昨年の課税年金収入額＋**合計所得金額**が80万円以下	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税者で昨年の課税年金収入額＋**合計所得金額**が80万円超	本人が住民税課税で昨年の**合計所得金額**が120万円未満	本人が住民税課税で昨年の**合計所得金額**が120万円以上200万円未満	本人が住民税課税で昨年の**合計所得金額**が200万円以上300万円未満	本人が住民税課税で昨年の**合計所得金額**が300万円以上
基準額×0.3 **＝16,200円／年額**	基準額×0.5 **＝27,000円／年額**	基準額×0.7 **＝37,800円／年額**	基準額×0.9 **＝48,600円／年額**	基準額 **＝54,000円／年額**	基準額×1.2 **＝64,800円／年額**	基準額×1.3 **＝70,200円／年額**	基準額×1.5 **＝81,000円／年額**	基準額×1.7 **＝91,800円／年額**

保険料の納め方	納　期
年金額の年額が18万円以上の方：年金から天引き（特別徴収）	偶数月（年6回）
年金額の年額が18万円未満の方：町から送付する納付書で納付（普通徴収）	7月～2月（8期）

◎問合せ
保健福祉課
☎㉒1603または☎㉒1607

※**合計所得金額**…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。